

○ 大阪市請負工事施工体制確認マニュアル

制 定 平成 13 年 8 月 1 日

最近改正 令和 8 年 3 月 30 日

第 1 目 的

不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保及びコスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このマニュアルは、大阪市発注工事の請負業者から不良不適格業者の排除を行い、適正な施工の確保を徹底するため、当該工事現場における監理技術者等の専任制及び施工体制を確認する際に行う確認事項や方法を具体的に示すことを目的とする。

第 2 確認対象工事

本市発注の請負工事

第 3 確認を行う者

大阪市契約規則第 43 条第 1 項の規定により、局長等（大阪市契約規則第 2 条第 2 号に定める局長等をいう。以下同じ。）が指定する請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督を担当する職員

第 4 確認事項

「工事施工体制等チェックシート（別紙 1）」のとおり

第 5 確認方法及び確認時期等

「工事施工体制の確認方法及び確認時期等（別紙 2）」のとおり

第 6 建設業法等違反に係る事案の対応

(1) 契約管財局への報告

監督職員が確認を行った結果、監理技術者等の専任制等の確認ができない場合、一括下請負していることが明らかな場合又は施工体制台帳の不備など不適切な点が判明した場合にあって、監督職員が是正を求めているにもかかわらず請負業者がこれに応じないときは、当該工事を所管する局長等は、契約管財局長に遅滞無くその旨を報告することとする。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置審査委員会による審議

契約管財局長は、報告を受けた事案について、大阪市競争入札参加停止措置審査委員会の審議を経て、停止措置を行うこととする。

(3) 建設業許可行政庁への報告

建設業法に違反していることが明らかな場合には、契約管財局長は、国土交通大臣又は大阪府知事に対し遅滞なく通報することとする。

第 7 その他

「工事施工体制等チェックシート（別紙 1）」の「1. 工事概要」中、「工事種別」欄

については、各所属の事情に応じてあらかじめ不動文字として文言等を定めることを妨げない。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用し、平成 27 年 4 月 1 日の前に締結している工事については、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 この規程による改正後の大阪市請負工事施工体制確認マニュアル第 5 の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつてはこの規定の施行の日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあつては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用し、平成 30 年 4 月 1 日の前に締結している工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 4 日以降に締結された契約に係る工事について適用する。ただし、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）の施行期日（令和 2 年 10 月 1 日）後に契約し、この規定の施行日以後に変更を行うものについても適用する。
- 2 この要領の特例監理技術者及び監理技術者補佐については、令和 3 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事について適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日以後に締結された契約に係る工事について適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 14 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

工事施工体制等チェックシート

(別紙1)

1. 工事概要

○ 工事名称	:		○ 工事種別	:	
○ 受注者名	:		○ 建設業許可番号	:	
○ 請負代金額	:	円	(下請負率約 %)	○ 工期	: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. チェックポイント

確認者 所属・氏名・確認年月日		所 属 : 氏 名 : 確認年月日 : 令和 年 月 日				
確認項目		確認細目	着眼点			
			□現場での調査事項	確認内容	○書類等での調査事項（追加確認を含む）	確認内容
A)主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の確認	監理技術者	雇用関係の把握	□ 資格者証による本人確認。	本人 ・ 他人		
		資格者証の把握	□ 右欄の届出書に記載されている資格者証を現地で携帯しているか。	携帯 ・ 不携帯	○ 「監理技術者資格者証」「監理技術者講習修了証」届出書が提出されているか。	提出済 ・ 未提出
			□ 資格者証裏書きの変更事項に誤りはないか。	無 ・ 有	○ 監理技術者の資格者要件に疑義はないか。又、疑義がある場合の内容（所属建設業者・資格・有効期限・工種区分・その他）	無 ・ 有 内容（ ）
		同一性の把握	□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 ・ 同一でない	○ 配置予定技術者と同一人物が選任されているか。 ○ 監理技術者の変更があった場合、手続は適正か。	予定者 ・ 予定者外※1 適正 ・ 不適正
		専任の把握	□ 現場にいるか	いる ・ いない	○ 他の工事と重複していないか。（CORINS等の内容で専任を確認）	していない ・ している
		兼務の把握（専任特例1号、2号を適用する場合）	□ 連絡員又は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制になっているか。	いる ・ いない	○ 兼任の工事を把握しているか。	していない ・ している
		監理技術者補佐	雇用関係の把握	□ 身分証明書等による本人確認。	本人 ・ 他人	○ 元請負人の社員であるか。
	資格者の把握				○ 一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格などの合格証があるか	取得 ・ 無し
					○ 監理技術者補佐の資格者要件に疑義はないか。又、疑義がある場合の内容（技術検定種目・その他）	無 ・ 有 内容（ ）
	同一性の把握		□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 ・ 同一でない	○ 配置予定技術者と同一人物が選任されているか。 ○ 監理技術者補佐の変更があった場合、手続は適正か。	予定者 ・ 予定者外※1 適正 ・ 不適正
	専任の把握		□ 現場にいるか	いる ・ いない	○ 他の工事と重複していないか。（CORINS等の内容で専任を確認）	していない ・ している
	主任技術者	雇用関係の把握	□ 身分証明書等による本人確認。	本人 ・ 他人	○ 元請負人の社員であるか。	はい ・ いいえ
		同一性の把握	□ 施工体制台帳等に記載の技術者と同一人物か。	同一 ・ 同一でない	○ 配置予定技術者と同一人物が選任されているか。 ○ 主任技術者の変更があった場合、手続は適正か。	予定者 ・ 予定者外※1 適正 ・ 不適正
			専任の把握	□ 現場にいるか	いる ・ いない	

B)現場代理人の確認	雇用関係の把握	☐ 身分証明書等による本人確認。	本人 ・ 他人	☐ 元請負人の社員であるか。	はい ・ いいえ	
	同一性の把握	☐ 施工体制台帳等に記載の現場代理人と同一人物か。	同一 ・ 同一でない	☐ 現場代理人の変更があった場合、手続は適正か。	適正 ・ 不適正	
	常駐の把握	☐ 現場にいるか（兼任の場合は連絡員が現場にいるか。また、兼任するいずれかの工事現場にいるか。）	いる ・ いない	☐ 兼任の場合は兼任の工事を把握しているか。	していない ・ している	
C) 現地の施工体制の確認	施工体制台帳	☐ 施工体制台帳は現場に備え付けられているか。	いる ・ いない	☐ 施工体系図に記載されている全業者（警備業者を除く）の施工体制台帳が提出されているか。	されている ・ されていない	
		☐ 現場体制が記載内容と一致しているか。	一致 ・ 不一致	施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付されているか。 ☐ 特定専門工事で下請負人の主任技術者の配置を免除する場合、必要書類が添付されているか。	されている ・ されていない	
				☐ すべての下請代金の額が確認できるか。※2	できる ・ できない	
				☐ 下請負人の健康保険等の加入状況が確認できる資料が添付されているか。	されている ・ されていない	
	施工体系図の把握	☐ 施工体系図は現場の見やすい場所に掲示されているか。	されている ・ されていない			
		☐ 施工体系図に記載のない業者が作業していないか。	していない ・ している			
D)その他事項の確認				産業廃棄物の処理に先立ち、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類の提出がされているか。 ☐ （建設廃棄物処理委託契約書、優良認定を受けた産業廃棄物収集運搬許可証、優良認定を受けた産業廃棄物処分業許可証又は電子マニフェスト加入証）	提出 ・ 未提出	
				産業廃棄物の処理において電子マニフェストを用いた処理が困難な場合に、事前に監督職員に書面で報告し紙マニフェストの交付の承諾を得ているか。	承諾 ・ 未承諾	
				☐ 承諾を得て紙マニフェストを交付した場合に、事象が解消され電子マニフェストの使用再開の報告が書面でされたか。	されている ・ されていない	
	☐ 建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置されているか。また、監理技術者等が正しく記載されているか。(元請負人のみ)	問題なし ・ 問題あり	☐ 受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。	適正 ・ 不適正		
	☐ 建退共制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置 ・ 未設置				
	☐ 労災保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置 ・ 未設置				
	☐ 再生資源利用（促進）計画に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置 ・ 未設置				

※1 配置予定技術者以外の者が配置される場合には、監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の規定に基づいているか、厳正に確認すること。

※2 主任技術者の場合、下請代金の額（総額）が建設業法施行令第2条に規定する金額未満であることを確認すること。

※3 専任特例1号を適用する監理技術者とは、建設業法第26条第3項第1号の規定により、連絡員の配置及びその他の要件を満たす場合に兼務が認められる監理技術者をいう。
専任特例2号を適用する監理技術者とは、建設業法第26条第3項第2号の規定により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。

※4 監理技術者補佐になるためには、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要。
監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業務に限る。

※5 特定専門工事とは、下請代金の額（総額）が建設業法施行令第31条に規定する金額未満の鉄筋工事及び型枠工事とする。

3. 所 見

工事施工体制の確認方法及び確認時期等

(別紙 2)

確認項目		目的等	確認細目		確認方法		確認時期	対応方法
Ⅰ	主任技術者、 監理技術者又は 監理技術者補佐	元請負人が適切に業務を行い、 工事の品質を適切に確保するた めに義務付けられている監理技 術者等を把握	①	雇用関係の確認	監理技術者	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。	工事着手前及び変更時	・疑義がある場合は、監理技術者又は監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人、元請負人に説明を求める。 ・建設業法施行令第27条に規定する金額以上の工事については、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係の有無を確認する。
						監理技術者資格者証の所属建設会社名、工種区分、有効期限、裏書による変更などについて把握する。	工事着手前及び変更時	
						監理技術者講習修了を修了したことを証明するものにおいて、修了証が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内か確認する。	工事着手前及び変更時	
					監理技術者補佐	住民税特別徴収税額通知書等により確認を行う。	工事着手前及び変更時	
					主任技術者	住民税特別徴収税額通知書等により確認を行う。	工事着手前及び変更時	
			②	同一性の把握	監理技術者	配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者が同一であることを把握する。	工事着手前及び変更時	
						監理技術者資格者証の写真により、本人であることを把握する。	工事着手前及び変更時	
					監理技術者補佐	配置予定技術者、通知による監理技術者補佐、施工体制台帳に記載された監理技術者補佐が同一であることを身分証明書等により把握する。	工事着手前及び変更時	
					主任技術者	配置予定技術者、通知による主任技術者、施工体制台帳に記載された主任技術者が同一であることを身分証明書等により把握する。	工事着手前及び変更時	
			③	専任の把握	監理技術者 監理技術者補佐	監理技術者、監理技術者補佐の専任又は主任技術者の専任を把握する。 ※監理技術者補佐を専任で配置した場合は、監理技術者は工事を2現場まで兼任できるものとする。	工事施工中 1回／月程度	・専任の把握は、建設業法施行令第27条に規定する金額以上の工事 ・疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。
					主任技術者	打合わせ時等に監理技術者・監理技術者補佐又は主任技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているかを把握する。	工事施工中	
			④	兼務の把握	専任特例2号を適用する監理技術者	監理技術者補佐を置いているか把握し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち合いなどに関わっているかを把握する。	工事施工中	
Ⅱ	現場代理人の確認	請負契約の的確な履行を確保するために必要な現場代理人を把握	⑤	常駐の把握	現場代理人の雇用関係の確認及び他の工事の現場代理人として従事していないか把握する。兼任の場合は、連絡員の雇用関係の確認を行う。		工事施工中 当初及び変更時	疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 兼任の場合、兼任する工事を含めたいずれかの工事に常駐しているか確認する。

Ⅲ	現地の施工体制の確認	不良不適格業者を的確に発見・排除し工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現地の施工体制を把握	⑥	施工体制台帳の把握	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されているか把握する。	工事施工中 1回／月程度	施工体制台帳の不備を発見した場合は、是正を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。
					施工体制台帳に下請負契約書（写し）、その他確認が必要な書類が、添付されていることを把握する。	工事施工中 当初及び変更時	
					下請代金の額が確認出来ていることを把握する。	工事施工中 当初及び変更時	
					現場体制が記載内容と一致していることの確認を行う。	工事施工中 当初及び変更時	
					当該建設工事の従事者に関する事項の確認を行う。（作業員名簿） （氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入等の状況等）	工事施工中 当初及び変更時	
					下請負人の健康保険等の加入状況が確認できる資料が添付されていることの確認を行う。	工事施工中 当初及び変更時	
			⑦	施工体系図の把握	施工体系図が当該工事現場の見やすい場所に掲げられていることを把握する。	工事施工中 1回／月程度	元請負人の関与状況等の把握のため、重点的に施工体制台帳等を点検。
					施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握する。	工事施工中 当初及び変更時	
					一括下請けの恐れがある場合は、元請負人がその工事の施工に実質的に関与していると認められる等を把握する。		
Ⅳ	その他事項の確認	その他、元請負人の適切な施工体制の確認のために必要な事項について把握	⑧	産業廃棄物処理に伴う電子マニフェストの使用の確認	施工計画書提出時に電子マニフェストを使用して産業廃棄物処理ができることを証する書面の確認を行う。	工事着手前	・必要書類の確認が出来ない場合は、文書指示を行う。 ・文書指示に従わなかった場合には、工事成績の減点を行う。
					産業廃棄物処理実績を確認するとともに、毎月 1 回建設系廃棄物搬入集計表等を提出させ電子マニフェストの使用の確認を行う。	工事施工中	・建設系廃棄物搬入集計表に、受渡確認票（処分終了後、電子マニフェストシステムから出力したもの）の添付の確認。 ・特記仕様書第3条に規定する事由に該当せず、紙マニフェストを交付していることが判明した場合は、顛末書により理由を確認し是正を求める。
			⑨	産業廃棄物処理に伴う紙マニフェストを交付する場合の事前承諾	産業廃棄物の処理に関する特記仕様書第3条に規定する事由に該当し紙マニフェストを交付する場合に、事前に書面により報告を受け承諾を得ているか把握する。	工事施工中	・産業廃棄物処理に伴う指示書で示した様式において事前報告がない場合には、未提出の理由を確認し是正を求める。
					承諾を得て紙マニフェストを交付した場合に、事象が解消され電子マニフェストの使用再開する場合に、事前に書面により報告を受けているか把握する。	工事施工中	・産業廃棄物処理に伴う指示書で示した様式において事前報告がない場合には、報告書の提出を求める。
			⑩	工事カルテ登録の把握	受注時・変更時の工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握する。	工事着手前及び変更時	不適切な場合は是正を求める。 なお、工事カルテ登録については、請負代金額500万円以上を対象とする。
			⑪	建設業許可を示す標識の把握	建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあること。（元請負人のみ） 主任技術者、監理技術者が正しく記載されていることを把握する。	工事施工中 1回	
			⑫	建退共制度に関する掲示の把握	建退共制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握する。	工事施工中 1 回	
			⑬	労災保険に関する掲示の把握	労災保険の保険関係成立票が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握する。	工事施工中 1 回	
			⑭	再生資源利用（促進）計画に関する掲示の把握	再生資源利用（促進）計画が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握する。	工事施工中 1回／月程度	

※専任特例 1 号を適用する監理技術者とは、建設業法第26条第 3 項第 1 号の規定により、連絡員の配置及びその他の要件を満たす場合に兼務が認められる監理技術者をいう。
 専任特例 2 号を適用する監理技術者とは、建設業法第26条第 3 項第 2 号の規定により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者をいう。